

静岡県告示第832－2号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中「静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所」を「静岡県富士山世界遺産センター」に改める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。